

第 88 回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会
議事録

(開催要領)

- 1 日 時 平成 29 年 4 月 28 日 (金) 13:00～15:00
- 2 場 所 中央合同庁舎第 8 号館 4 階 4 1 6 会議室
- 3 出席者
 - 会長 辻村 みよ子 明治大学法科大学院教授
 - 委員 阿部 裕子 特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事
 - 同 井田 良 中央大学大学院法務研究科教授
 - 同 小西 聖子 武蔵野大学人間科学部長
 - 同 木幡 美子 株式会社フジテレビジョン放送文化推進局 C S R 推進室部長
 - 同 種部 恭子 公益社団法人日本産婦人科医会常務理事
 - 同 納米 恵美子 特定非営利活動法人全国女性会館協議会代表理事
 - 同 原 健一 佐賀県 D V 総合対策センター所長

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 「女性活躍加速のための重点方針 2017」に盛り込むべき重点取組事項について
 - (2) 「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について (骨子案)」について
- 3 閉 会

(配布資料)

- 資料 1 警察庁説明資料
- 資料 2 法務省説明資料
- 資料 3 文部科学省説明資料
- 資料 4 男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について (骨子案)
 - 「Ⅱ－1 女性に対するあらゆる暴力の根絶」部分抜粋

(議事録)

○辻村会長 皆様、こんにちは。

ただいまから、第88回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催いたします。

本日は、可児委員、山田委員、山本委員が御欠席です。

本日の議事ですが、まず、前回に引き続き、「女性活躍加速のための重点方針2017」に盛り込むべき重点取組事項について、警察庁、法務省、及び文部科学省からヒアリングを行います。

次に、男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項の骨子案について、事務局から説明の後、審議を行います。

前回は、委員交代後初の会合でしたので、委員の皆様から、御挨拶と女性に対する暴力に関し、今後取り組むべき課題について意見交換を行いました。井田委員につきましては前回御欠席でしたので、最初に井田委員より自己紹介と女性に対する暴力に関する問題意識について御発言をお願いしたいと存じます。

それでは、井田委員、お願いいたします。

○井田委員 初めまして。井田でございます。中央大学の法科大学院で刑法を教えております。

研究者としては、ずっと刑法理論の研究に携わってまいりました。かなり抽象的なことばかりをやってきたのですが、女性に対する暴力というテーマとの関係では、法務省の「性犯罪の罰則に関する検討会」、そして「刑事法（性犯罪関係）部会」に委員として参加いたしました。国会にも、現行刑法の性犯罪処罰規定をかなり大幅に改正する法案が提出されているところです。この法案にも色々な御意見があろうかと存じますが、この改正が実現すれば、遅ればせながら諸外国にも追いつき、今の時代環境にも対応した刑法典になるのではないかと期待しているところです。

今回の刑法一部改正により、被害者の意思に反する性的侵害という、いわばハードな攻撃との関係では一応の刑法的対応ができたということになるかと思いますが、次の課題としては、よりマイルドかつ巧妙な手段で女性・年少者の利益を害する行為との関係での刑罰法規の整備ではないかと考えております。

そういった問題意識に基づいて、この専門調査会で最近の実態等についても勉強させていただき、また刑法学を専門とする立場からご協力できれば、と考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○辻村会長 どうもありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、事務局から会議資料の確認をしてください。

○馬場暴力対策推進室長 それでは、本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

資料の確認をさせていただきます。

本日の会議資料は、議事次第のとおり、資料1から4までございます。資料1から資料3までが議題①にかかる資料、資料4が議題②の資料となっております。不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。

資料の説明は以上です。

○辻村会長 それでは、本日の議事に入ります。

議題の1「女性活躍加速のための重点方針2017」に盛り込むべき事項についてでございます。

本日は、警察庁、法務省及び文部科学省からヒアリングを行います。最初に、各府省の取組について説明していただきまして、その後に質疑とさせていただきます。

警察庁から説明をお願いいたしますが、10分程度で御説明いただき、その後で、委員から質疑を大体15分で考えております。よろしくお願いいたします。

○淡路警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室総括補佐 警察庁犯罪被害者支援室で総括補佐をしております、淡路と申します。

日ごろより、いろいろと御協力、御指導いただきまして、ありがとうございます。

それでは、警察庁の資料1-1と書いた資料に基づきまして、私から最初の2つの項目について御説明を差し上げます。

2ページ目、3ページ目でございますが、「性犯罪被害者相談電話番号の統一化」、こちらの2枚の資料をご覧くださいながらと思います。

まず1つ目でございますが、昨年4月1日に閣議決定されました「第3次犯罪被害者等基本計画」におきまして、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実などが盛り込まれました。それを踏まえまして、相談窓口の認知度向上、相談しやすい環境の整備に向けた取組を進めているところでございます。真ん中でございますけれども、平成29年度、本年度予算におきまして、各都道府県警察で運用しております性犯罪被害者電話相談窓口につながる全国共通の短縮ダイヤル番号、#4桁番号でございますが、これを導入する予算を確保したところでございます。予算額につきましては、記載のとおり、335万9,000円でございます。

これによりまして期待される効果であります。3ページのポンチ絵をご覧くださいますと、現状、北海道から沖縄までさまざまな番号が使われておりますが、シンプルな#4桁番号を導入することによりまして、全国共通の番号となりまして、その相談窓口の認知度がアップすることを期待しております。また、電話をかけたところの都道府県警察の番号につながるという仕組みでございます。相談窓口へのアクセスがより容易になることにより、性犯罪被害相談の潜在化防止に効果があるものと期待しているところでございます。

2つ目の項目に移らせていただきます。こちらは「都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実」でございます。1つ目の項目と同様、昨年4月に決定されました「第3次犯罪被害者等基本計画」に基づきます取組でございます。こちらは、平成28年度から、警察庁におきまして新たに予算措置をいたしまして、都道府県警察において、犯罪被害者の方がみずから選んだ精神科医の方でありますとか、臨床心理士の方からカウンセリングを受けた場合にも公費負担ができるよう措置をしているところでございます。本年度、平成29年度につきましても、昨年度と同様の2,800万円ほどの予算を措置いたしまして、全国的に公費負担が実施されるよう、都道府県警察を指導しているところでございます。

私からは以上でございます。

○篠崎警察庁生活安全局生活安全企画課課長補佐 次に、ストーカー事案の対応に係る取組につ

いて、御説明申し上げます。

生活安全企画課の篠崎と申します。よろしくお願いいたします。

まず、ストーカー事案の現状につきましては、平成28年中のストーカー事案に係る相談等件数が2万2,737件と高水準で推移しております。また、最近のスマートフォンの普及、SNS利用の広がり等によるコミュニケーション手段の変化等により、事案の対応も多様化しております。これらの事案を取り巻く状況は厳しい情勢が続いております。警察におきましては、体制を確立してストーカー事案への対応を強化するとともに、ストーカー総合対策等に基づきまして、関係省庁とも連携した取組を推進しているところでございます。

資料の下段のほうをご覧ください。「平成29年度予算」と書いてある段ですけれども、こちらの加害者に関する取組の推進について御紹介申し上げます。右側の調査研究ということで、こちらは平成29年度から取り組むことにしております。これまで、ストーカー事案の加害者に関して、地域の精神科医療等との連携については行ってきたところですが、来年度、調査研究といたしまして、例えば、就労支援機関ですとか、教育機関等とも連携した取組により、より適切なストーカー加害者の更生を図ることができるのではないかとということで、調査研究の費用を盛り込んでおります。また、その下段の「サイバーストーキング」と書いてある調査研究ですが、最近、情報技術を利用したストーカー事案も見られますので、「ストーカー事案に対応する体制の整備」欄の中のサイバーストーキングに関する調査研究及び警察官向け資料の作成ということで、こちらについても資料の作成をする予定になっております。このほか、ストーカー予防のための知育・徳育活動あるいは被害者等の一時避難等の支援につきましても、引き続き進捗してまいりたいと考えております。

ストーカー事案につきましては、国民の安全で安心な生活を脅かす事案でありますことから、被害者の安全確保を最優先に、引き続き諸対策を推進してまいりたいと思っております。

以上です。

○藤森警察庁生活安全局少年課課長補佐 少年課の藤森と申します。

私からは、次のページの「児童の性的搾取等に係る対策」について御説明いたします。こちらは、重点方針2017に、児童の性的搾取等に係る対策の推進として施策登録をしているものです。

児童の性的搾取と申しますのは、1にございますように、児童買春ですとか、児童ポルノの製造、また、いわゆる「JKビジネス」などの児童の性に着目した営業による児童福祉法違反等をいいます。こういったものを児童の性的搾取と位置づけまして、対策を推進しようという施策です。

2でございますけれども、情勢ということで、児童ポルノ事犯とコミュニティサイトに起因する児童買春等の事犯の2つを挙げております。統計的にも検挙件数、被害者数共に増えているという非常に厳しい状況になっております。御案内のように、いわゆる「JKビジネス」につきましても、繁華街等で出現しているという状況がありまして、これは看過することはできないということで、政府を挙げた対策に取り組んでいるところでございます。

3でございますけれども、4月18日に開催された犯罪対策閣僚会議で、児童の性的搾取等に係

る対策の基本計画が取りまとめられました。その取りまとめに至るまでの経緯を記載しておりますが、もともとこの性的搾取の政府内の総合調整は従来内閣官房が担当していたのですけれども、昨年4月以降、国家公安委員会が行うことになりまして、国家公安委員会におきまして関係省庁間の総合調整を図りながら今回の基本計画を取りまとめたという形になっております。

基本計画の中身といたしましては、4でございます。もともと児童ポルノ排除総合対策という児童ポルノだけに限定した政府の計画があったのですけれども、この児童ポルノ排除総合対策を児童買春といわゆる「JKビジネス」などにまで広げたものが今回の基本計画です。取締りや被害児童に対する保護、支援といったものだけではなく、国民の世論の喚起やツール対策といった非常に幅広い施策を盛り込んでおります。これを関係省庁と一緒に連携しながら推進していくことで、児童の性的搾取の対策を進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○工藤警察庁生活安全局保安課課長補佐 保安課の工藤と申します。よろしくお願いたします。資料の最後をご覧ください。

アダルトビデオへの出演強要問題・いわゆる「JKビジネス」問題に対する対応について、御説明いたします。

初めに、アダルトビデオへの出演強要問題について、警察庁では、アダルトビデオへの出演強要に係る警察への相談の実態を把握するため、アダルトビデオに強制的に出演させられたり、契約を結んで強制的に出演させられそうになったという相談について、全国の警察を対象に調査を実施いたしました。その結果、平成26年1月1日からの3年間で25件の相談がありました。相談者の年齢層別では、20代の女性が大半を占めております。相談事例を見ますと、プロダクションと1年契約を結び、AVに1本だけ出演したが、契約解除を申し出たところ、プロダクションから3本撮る契約なので違約金が発生すると言われた。モデル契約をしたが、プロダクションの言うことを断ったら違約金を請求され、AVに出演してしまった。芸名で検索すると自分の裸の写真が出てくるので、削除してほしいというものなどがあります。

次に、いわゆる「JKビジネス」の現状については、女子高生等の児童の性に着目した営業として、大規模な歓楽街、繁華街を擁する大都市を中心として、多様な形態により出現しております。これらの営業については、女子高校生等が強制わいせつや児童買春等の犯罪の被害者となる危険性が高く、また、危険性や有害性を認識しないまま、自ら進んで従事する場合があるなど、少年の健全育成の観点から憂慮すべきものであります。

次に、対策について御説明いたします。御承知のとおり、この問題につきましては、警察において、取締り等の強化として、アダルトビデオのスカウト行為に対する街頭での指導や警告、「JKビジネス」営業が多く見られる大規模繁華街における児童の一斉補導など、街頭での活動を強化するとともに、高校、大学等における被害防止教室や街頭キャンペーン、警察署・交番等の相談窓口において24時間相談を受け付けていることを周知する活動などの緊急対策を集中的に実施しております。

女性に対する被害の未然防止、万一被害に遭われた方の保護・支援に向けて、関係省庁と連携

しながら本緊急対策にしっかりと取り組んでまいります。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、警察庁からいただきました御報告に対しまして、委員の皆様から御意見や御質問がございましたら、よろしく願いいたします。どうぞお手をお挙げください。

納米委員。

○納米委員 御説明いただきまして、ありがとうございます。

ストーカー事案への対策についてお伺いしたいことがございます。

まず1点目なのですが、ストーカー事案の加害者に関する地域精神科医療等の連携というのは既に実施されているものだと思うのですが、実施状況はどんな様子かということと、そこから見えてきたものがあつたらお教えいただきたいというのが1点です。

2点目ですが、調査研究は新規だと思うのですが、先ほど就労支援機関など他機関との連携による研究という御説明だったので、なぜそのような調査研究の枠組みになろうとしているのか、また、もう少し具体的にどういったことをやろうとされているのかということをお教えいただければと思います。

○辻村会長 よろしく願いします。

○篠崎警察庁生活安全局生活安全企画課課長補佐 まず、ストーカーの加害者の医療連携の関係ですけれども、昨年4月から、各都道府県の補助金事業ということで、地域の各県の医療機関と連携して、警察官がストーカー加害者に対応する際にアドバイスをいただくという経費を計上しております。これに基づき、各県で昨年4月から12月までの間、取組を行った結果、全体で293件の働き掛けを行ったと報告を受けております。33都道府県においてということになります。その中で、治療につながりましたというのが73件という報告を受けております。内訳は、男性58件、女性15件ということになっております。まだ1年目ということもありますし、各県で医療機関との連携についてもまだ課題があると把握しておりまして、これから引き続き、まずは警察官のストーカー加害者への対応方法ですとか、地域の連携方策が今後の課題かと思っております。

次に、調査研究の具体的な内容ですけれども、このストーカー加害者の医療機関との連携につきましても、平成26年、27年度において、事前に当方で調査研究を行った結果、始めた事業なのですが、その際に、諸外国の中では、医療機関だけではなくて、ほかの機関とも加害者更生に連携している事例があるという把握もございました。そのようなことがありましたので、まず、今年度につきましては、海外の取組状況を再度確認するほか、どんな機関とそもそも連携が可能なのか、あるいは実際的な事例がどこかの県であるのかどうか等々について、まず調査研究を行いたいと思っております。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

たくさん手が挙がっていますが、それでは、原委員。

○原委員 今回のストーカーの続きなのですが、この調査研究で、恐らく、かかわり密度が高いときはある程度の再犯抑止効果は期待できるのだらうと思いますが、長期的に見たときにかかわり続けるわけにはいかないと思いますので、長期的な部分では非常に心配が残るのではないかと考えています。調査研究のところで、例えば、諸外国のデータなどで、長期的に見て再犯率どうなのかというところはぜひ調べていただければと思います。

もう一点だけ。性犯罪の被害者電話番号の統一化をされて、非常にいい取組だと思うのですが、ワンストップ支援センターが立ち上がってきて、特に犯罪被害者支援センターでワンストップ支援センターを運営しているところであればつながりやすいと思うのですが、例えば、男女センターがワンストップ支援センターを運営している場合に、そういう機関との連携も考えておられるのかということをお教えてください。

○淡路警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室総括補佐 今回御説明しましたこのダイヤルにつきましては、警察で受ける相談についての番号でございます。

御指摘のいただいたところにつきましては、平素の犯罪被害者支援の業務におきまして、都道府県警察とそれぞれの県の関係機関の方々と連携しておりますので、その点については、引き続き連携を図っていきたいと思っております。

○辻村会長 ありがとうございます。

今の点ですけれども、この番号はどのように広報されますか。

○淡路警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室総括補佐 広報のタイミング、また、このダイヤルのスタートの時期につきましては、現在検討中ございまして、できる限り早い時期のスタートを目指しておりますが、まだ決まっていないところが現状でございます。

○辻村会長 これは携帯からも当然かけられるのですね。

○淡路警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室総括補佐 かけられます。

○辻村会長 そういふことの周知徹底ということが重要ですから、よろしく願います。

○淡路警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室総括補佐 承知しました。

○辻村会長 ほかにいかがでしょうか。

阿部委員。

○阿部委員 前回、「JKビジネス」あるいはアダルトビデオ出演強制の問題について、4月に緊急対策を実施するという事だったと思います。まだ4月なのですけれども、神奈川県が全国の4大地域に数えられておりますので、私も県と対応について打ち合わせたのですが、厚労省からの3月31日に連絡が来たとき、それ以降まだ何も無いのですということだったのですが、一応全国的な緊急取組ということですが、4月にどういふ取組をされたのかということをお報告していただける範囲でお願いできればと思います。

○藤森警察庁生活安全局少年課課長補佐 御説明させていただきます。

他省庁の取組については私も把握していませんが、警察といたしましては、しっかり取り組んでいこうということで、3月末に警察庁から各都道府県警察に通達を出しております。大きくは、取締り等の強化、相談体制の充実、被害防止のための教育の強化という3本の柱を各都道

府県警察でしっかり取り組むべしということを指示しております。

例えば、「JKビジネス」の関係でありましたら、秋葉原や新宿等の「JKビジネス」が多い場所の街頭で一斉補導を行うことですか、また、キャンペーンといったことを内閣府とも連携しながら実施しているところがございます。

4月中に行った施策につきましては、5月になりましたらしっかり取りまとめて公表するという形で検討しております。

○辻村会長 よろしいですか。

○阿部委員 はい。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

小西委員。

○小西委員 カウンセリングのことについて、実態をお伺いしたいと思います。都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実というところで、28年度から予讃措置をされたとなっておりますが、28年度の実績がどのくらいあったのか。最初からフルに使えるとは思いませんけれども、まだ広報も足りないし、実際に使いにくいところもあると思います。現場ではなかなかこういうものは浸透してこないの、今の実績をまずは教えていただきたいというのが1つあります。

○淡路警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室総括補佐 御質問の平成28年度中の実績につきましては、現在、取りまとめ中のところでございます、申しわけありませんが、この場ではお答えできません。

御指摘いただいた点につきましては、広報なども含めまして、努めていきたいと思っております。

○辻村会長 いつでしたら発表していただけますか。

○淡路警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室総括補佐 今、取りまとめ中でございます、例年夏ごろまでには確定させるようにはしております。

○辻村会長 夏ごろですね。それでは、その答えが出ましたら、またこの調査会に資料をいただくということは可能ですか。

○淡路警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室総括補佐 その回答の仕方も含めて、また検討させていただければと思っております。

○辻村会長 検討というか、善処していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

小西委員、ほかにいいですか。

○小西委員 今、言ったとおりです。

○辻村会長 大丈夫ですか。

それでは、種部委員。

○種部委員 共通ダイヤルは非常にいい取組だと思うのですが、先ほどのは残念だなと思って。せつかくなら、今、ワンストップを各都道府県に1カ所ということを目標に掲げてやって

いるわけですし、第4次計画の一番大きな数字の柱だと思うのですが、そうすると、被害者にとってはどこに電話すればいいかわからないというのが問題だったわけだから、そこにかけると、例えば、1番を押すととりあえずまずは警察ではなくて相談がしたいとか、2番はすぐに警察に行きたいとか、そういう形でまずは振り分けて選択できるという窓口を全部一本にすることを、考える余地はないでしょうか。今のお話だと、都道府県警察の女性相談とか、そういうところの番号を統一にすることだったと思うのですけれども、その中に本当はワンストップを入れるべき、特に行政がかかわっているものについては入れるべきではないかと思うのですが。

○辻村会長 どうぞ。

○淡路警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室総括補佐 御指摘いただいたところは非常に重要なポイントだとは思っておりまして、その点を含めて今後検討していきたいと思っておりますが、先ほど申し上げた趣旨としましては、今回、警察庁として第3次犯罪被害者等基本計画に基づいて一歩でも進めていきたいということで、まずは警察で運用している相談ダイヤルの統一化を図っていくという趣旨で御説明させていただきました。今後も、被害者の方々の視点に立って、進めていけるところはどんどんと検討していきたいと考えております。

○辻村会長 ありがとうございます。

確かに警察庁からの御報告ですから警察のことを考えたということなのですが、被害者から見れば、先ほどから出ていますように、今、ワンストップセンターに集中するという流れをつくろうとしているわけですから、そことの関係です。そこを考慮して進めていただいたほうがいいと思うのです。そのためには、恐らくは、警察庁の方でもほかとの連携を前提にして、ただ番号をつくりました、番号を教えただけだと、被害者としては、逆に警察に言うべきなのか、ワンストップセンターに言うべきなのか、迷うことになるかもしれないです。

ですから、行政としてはワンストップセンターにまとめるという方向で今やっているところもありますので、そことの関係をどうするのか。これはどうしても縦割りになってしまいますから、そこを当事者の身になって考えていただくということで、負担かと思えますけれども、その点を少しここで意見を出していただいて、皆様多分同じ気持ちだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

小西委員。

○小西委員 今のことに同感ですので、申し上げたいと思います。

実際に、被害者、特に被害を受けた直後、急性期の方を見ますと、どこに自分が相談をすればいいかわからなかったりする方が大半です。相談電話はとてもいいと思いますし、一定の需要があるので、共通番号にすることはぜひやっていただきたいのですけれども、そこに行った人が本当に今すぐ警察に話せる状態かどうかはわかりません。そのときに、うちでは受けられませんという形になって終わってしまうことが割とよくあると思います。ぜひ連携の情報も一緒にそこで出してほしい。むしろ警察でそういう人も見てくださいますよと言ったら、多分警察は破綻すると思いますし、実際的でないので、そういう場合に必ずどこかで、多分一番最初がワンストップだと

思いますけれども、そちらにつないでいただきたいです。つなぐ連携は今まで警察は余りなきてきていないことだと思いますし、なかなか大変なのだと思いますけれども、ぜひ考えてください。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

ほかの方、よろしいですか。

それでは、警察庁のヒアリングはこれで終わりにしましょうか。何かお気づきの点がありましたら。

「JKビジネス」のところは恐らくほかの省庁からも出てきますので、ほかがやっているところとの連携ですね。みんながそれぞれ縦割りで取り組んでいることはわかるのですが、それをどのように横の連携をとっていくか。

どうぞ。

○藤森警察庁生活安全局少年課課長補佐 今回、内閣府で調整されて、緊急対策ということで4月に重点的にやっておられますけれども、警察庁といたしましても、犯罪対策閣僚会議においてとりまとめられた基本計画に基づいて、関係省庁と連携した取り組みをしっかりと進めていきたいと考えております。

○辻村会長 よろしく願いいたします。

それでは、これで警察庁のヒアリングを終わらせていただきます。ありがとうございます。

(警察庁退室)

(法務省入室)

○辻村会長 それでは、次に、法務省からヒアリングを行わせていただきます。

まず、取組について御説明をしていただきまして、その後に委員との間で質疑をさせていただきます。法務省からは大体10分程度で御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○今井法務省刑事局・局付 法務省でございます。

まず初めに、刑事局から施策の説明をさせていただきます。

資料の2-1にあります「刑法の一部を改正する法律案の概要」をご覧ください。

第4次男女共同参画基本計画において「性犯罪に関する罰則の在り方について、法制審議会における審議結果を踏まえて、法改正を含む必要な措置を講ずる。」とされていたところでございますが、平成28年9月に法制審議会が法務大臣に対して答申し、同答申を踏まえて、近年における性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、罰則の整備を行うこととして、刑法の一部改正法案を今国会に提出しております。

法律案の要点は4点でございます。

1点目は、強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等でございます。現行の強姦罪は、「女子」に対する「姦淫」のみを対象としておりますが、その構成要件を見直し、男女問わず「人」に対し「性交、肛門性交及び口腔性交（以下「性交等」という。）をした」ことに改めることとして

おります。また、その法定刑の下限については、懲役3年から5年に引き上げ、罪名を「強制性交等罪」とすることとし、また、同罪に係る致死傷罪の法定刑の下限を懲役5年から6年とすることとしております。このように構成要件を見直す趣旨につきましては、肛門性交や口腔性交は、性交等の場合と同様の濃厚な身体的接触を強いられるものとして、性交と同様の悪質性・重大性を有すると考えられたことが理由でございます。また、法定刑の下限を引き上げる趣旨につきましては、近時における性犯罪の量刑の実情等に照らすと、強姦罪の悪質性・重大性については、強盗罪あるいは現住建造物等放火罪の評価を下回るものではないと考えられ、その評価を法定刑に反映させることが理由となっております。

2点目は、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設でありまして、監護者であることによる影響力があることに乗じたわいせつな行為または性交等に関して罰則を新設するものでございます。18歳未満の者については、一般に精神的に未熟である上、生活全般にわたって自己を監督し保護している監護者に精神的にも経済的にも依存しておりまして、そのような依存・非依存ないし保護・被保護の関係にある監護者がその影響力があることに乗じて18歳未満の者と性交等することは、強制性交等罪などと同じく、これらの者の性的自由ないしは性的自己決定権を侵害するものであると言えますので、強制性交等罪など同様の悪質性・当罰性が認められると考えられたことから、このような罰則を設けることとしたものでございます。

3点目は、強盗強姦罪の構成要件の見直し等でございます。現行法におきましては、強盗犯人が強姦をしたときについては強盗強姦罪が成立しますが、強姦犯人が強姦行為の後に強盗の犯意を発生させ強盗行為に及んだ場合には、一般的な併合罪の規定に従うこととなりますところ、その処断刑は強盗強姦罪の法定刑よりも軽いものとなっております。しかし、この強姦行為、すなわち改正後の強制性交等の行為と強盗行為との間で、その先後関係等によって被害の重大さに違いがないにもかかわらず、科すことのできる刑に大きな差異があることを合理的に説明することは困難であると考えられましたことから、同一の機会において強制性交等の行為と強盗行為を行った場合について、現行の強盗強姦罪と同様の法定刑、すなわち無期又は7年以上の懲役に処することとしたものでございます。

最後に4点目は、強姦罪等の非親告罪化でございます。現行法においては、強姦罪や強制わいせつ罪等は被害者のプライバシー等を保護する観点から親告罪とされていますが、現状においては、告訴するか否かの選択が迫られているように感じられる場合があるなど、親告罪であることにより、かえって被害者に精神的な負担を生じさせることが少なくない状況に至っていると認められたこと、さらには、今般の刑事訴訟法の改正等により、被害者のプライバシー保護の制度・運用が充実してきたことを踏まえまして、これらの罪を非親告罪化するものでございます。

この改正法の施行日につきましては、公布の日から起算して20日を経過した日でございます。

現在、刑法の一部を改正する法律案は、先ほども述べましたとおり、今国会に提出しております。今後、国会における法律案の審議状況を踏まえまして、この法律の施行及び周知徹底等、必要な措置を講じていくこととしております。

○中西法務省刑事局・局付 法務省刑事局でございます。

私からは、検察官等の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実に
関して御報告を申し上げます。

法務・検察におきましては、今、申し上げたとおり、犯罪被害者等へ適切な対応を確実に
するために、検察官等に対し、さまざまな機会を利用し、教育・研修等を実施しております。検察官
等を対象にして、任官後の経験年数に応じた各種研修を実施し、また、協議会等を開催してまい
りました。捜査・公判等の過程において、犯罪被害者等の対応を行う検察官等に対しては、今、
申し上げたような機会を通じて、被害者の支援に関する講義等を実施し、その理解等を深める取
組を進めてまいった次第であります。

次に、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に対する取組について、
あわせて御説明をさせていただきます。

この点につきましては2点ございまして、1点は取締り等の強化、2点目は検察当局への周知
でございます。

アダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題等については、取締りの強化を検察当局
としては行っております。具体的に申し上げますと、アダルトビデオ出演強要問題については、
強姦罪や強要罪といった刑法の一般規定のほか、労働者派遣法等の法律、さらに「JKビジネス」
問題については、労働基準法や児童福祉法等といった各種の法令を適用し、厳正な取締り等を推
進していることとしております。

また、これらの問題が政府の重要な課題であって、警察等の関係機関と緊密に連携をして適切
に対応する必要があることなどをさまざまな機会を通して検察当局に周知し、この事案に対して
引き続き適切に対処していくこととしております。

以上でございます。

○吉田法務省大臣官房司法法制部・部付 法務省司法法制部でございます。

私からは、若年層を対象とした性的な暴力根絶に向けた取組の推進に関しまして、法務省が所
管します日本司法支援センター、通称「法テラス」における犯罪被害者支援の取組について御報
告申し上げます。

法テラスでは、性犯罪・性暴力被害者を含む犯罪被害者に対する支援としまして、法テラス・
サポートダイヤルあるいは犯罪被害者支援ダイヤルなどにおいて、被害者の方からの問い合わせ
内容に応じまして、①刑事手続の流れや損害賠償請求等に関する情報提供などの法制度の紹介、
②犯罪被害者支援を行っている関係機関・団体の相談窓口を紹介する相談窓口の案内、③犯罪被
害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介するなどの弁護士の紹介などの業務を行ってまいり
ました。

先般、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策
会議が設置されまして、同会議が本年3月31日に取りまとめました緊急対策におきましては、法
テラスにおいて、相談窓口の案内、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介などの支援
を実施していることについて周知することとされております。

これを受けまして、法テラスでは、ホームページあるいはツイッターを利用しまして、本年4

月、今月がアダルトビデオ出演強要等被害防止月間であることを告知するとともに、法テラスが実施しております犯罪被害者支援の内容の説明を掲載するなど情報発信を行い、その周知に取り組んでいるところであります。

また、法テラスにおきましては、本問題の被害者からの問合せに適切に対応するため、本問題の重要性や対応のあり方などにつきまして、問合せに対応するオペレーターらに周知するとともに、本問題に関するオペレーター用の対応マニュアルを更新するなど、体制整備にも取り組んでいるところであります。

私からは以上でございます。

○栢分法務省人権擁護局・局付 人権擁護局でございます。

私からは、資料2-1の資料1-3に基づきまして、私どもが行っている取組について御報告いたします。

法務省の人権擁護局、全国にございます法務局・地方法務局の人権擁護業務を担当する職員、また、法務大臣から委嘱を受けた民間のボランティアである人権擁護委員、これらを総称して法務省の人権擁護機関と呼んでおりますけれども、法務省の人権擁護機関では、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題に特化したものではございませんが、女性の人権を守ろう、子供の人権を守ろうなどを啓発活動の強調事項として掲げ、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めていただくための人権啓発活動を行い、人権侵害の未然防止に努めております。

また、全国の法務局・地方法務局において、女性や子供に関するものを含め、あらゆる人権に関する相談に応じております。特に女性や子供からの相談につきましては、女性や子供が相談しやすい体制を作るため、専用相談電話である「女性の人権ホットライン」、「子どもの人権110番」を設置するなどしております。人権相談を通じるなどして人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、その結果を踏まえて事案に応じた適切な措置を講ずることとしております。特にインターネット上に個人の名誉やプライバシーを害する情報が掲載されているなどとする内容の相談があった場合には、プロバイダーなどへの削除依頼方法について助言をするほか、名誉毀損やプライバシー侵害等の違法な人権侵害に当たると我々で判断した書き込みについては、法務局からプロバイダーなどへの削除要請をするなどの対応を行っているところでございます。

私からは以上です。

○辻村会長 どうもありがとうございました。

それでは、これより委員の皆様から御質問等をお受けしたいと思います。

いかがでしょうか。

納米委員。

○納米委員 資料2-1の資料1-2についてなのですが、検察官等に対して経験年数等に応じて各種研修を実施されていらっしゃるということなのですが、「等」と「各種」は、研修をやっているのだなということはあるのですが、もうちょっと具体的に教えていただ

けないでしょうか。二次被害防止でとても研修は大事なことだと思いますので、そのことが1点です。

私は、全国女性会館協議会というネットワーク組織の代表という立場でここに出席しているのですけれども、男女センターの相談窓口に、法テラスから紹介されたということで相談に入ってくることを聞いております。ただ、どういう場合に法テラスで男女センターを案内してくださっているのかというのはよくわからないという声がありまして、どういう場合にされているのかということをお教えいただければと思います。

○辻村会長 よろしくお願ひいたします。

これは、この調査会でいつも議論になるのです。例えば、具体的に回数を教えていただいたからといって、それで十分かどうか、こちらも判断できないのですけれども、実際にどのぐらい何を研修されているのだろうか、調査会としては、それで十分かどうかを法務省の方でしっかり確認してくださっているのだろうかとか、そのように考えていかなければいけないのです。時間の関係もあって、難しいことをお願いしているのかもしれませんが、可能な限り具体的に、ということで、よろしくお願ひいたします。

○中西法務省刑事局・局付 まず、直接お尋ねがありました「等」ですけれども、まず「検察官等」の「等」は、検察事務官もそうでございますし、検察官の中に含まれるかもしれませんが、副検事とか、いわゆる検察職員というところがございます。「経験年数等」というのは、基本的に各任官後の経験年数に応じた年次によって研修を実施しているところではあるのですけれども、その他考えられるものとして、例えば係等があったりしますので、つまり、担当の検察官ごとにいろいろ係があったりする場合もありますので、そういった係ごとの研修の機会という意味で、この「等」は記載させていただいているものでございます。

研修の具体的な中身や回数等については、なかなかこういうところでは申し上げていないと承知をしているのですけれども、例えば年間に何回やっているかとか、それもこちらで必要に応じて機会を設けて実施をしているとは承知をしております。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。ご趣旨はわかるのですけれども、法務省のほうで、具体的に研修の対象だとか人数だとか回数とか、そういうものを掌握していらっしゃるのでしょうか。それが十分かどうかとか、どのぐらいあったら必要かとか、そういうことは我々もわからないのですが、そちらで検討しておられますでしょうか。数字を出していただいて、これで十分だとは言えないのですが、どこかが本当に十分かどうかということを検証しないと、単に「やっています」ということでは困るわけです。法務省で研修会の回数などの数字を集めて、これで十分かという検討会とか、そういうものをお持ちになったり、そういうことはしていらっしゃるのでしょうか。ただやっていますということの事実を知っていらっしゃるというそのレベルなののでしょうか。それとも、どこまでやれば十分かみたいな、内容に立ち入った検討もしていらっしゃるのでしょうか。そこはいかがでしょうか。

○中西法務省刑事局・局付 人数ということで申し上げますと、それは研修の規模等にもよって

当然変わってくるわけではございますけれども、もちろん研修を受けない人がいないようにというか、要は、満遍なくそういった研修が受けられる形にはしておると承知をしております。つまり、具体的に何人かということが重要ではなくて、こういった被害者支援にかかわる方々が、皆さん研修を受けていると把握をしています。

○辻村会長 これは必要的研修なのですか。義務として、皆さん全員が当たるというものですか。どこかの検察庁だったら何人かが出ればいいみたいな、そんな感じですか。それとも、全国で1回、のような形ですか。どういう形式でやっていらっしゃるのですか。

○中西法務省刑事局・局付 私自身、その詳細は把握をしていません。すみません。少なくとも経験年数に応じたものに関しては、基本的には、私が知る限りでは、検察官であれば全員が一つの講義・研修なりを受けると承知をしております。

○辻村会長 検察官になったときに、最初に受けるのですか。

○中西法務省刑事局・局付 それもいろいろありまして、もちろん年次によって携わる業務が変わってきたり、ないしはそれに対する立ち位置も変わってまいりますので、まさにそこは年次に応じてやっているという承知をしております。

中身に関しては、もちろんながら具体的な制度等に関して研修の機会を設けているとは、そこも承知をしている次第であります。

○辻村会長 研修で何をやっているのでしょうか。

○中西法務省刑事局・局付 具体的にこの被害者の方の支援ということであれば、当然刑事訴訟法等に、被害者支援に関する被害者の保護のための制度がもちろん設けられておりますので、そういったものについて、例えば、説明を行ったり、新しくそういった制度ができたという場合にはその運用等について周知を図ったりすることがされているのだらうと承知をしておるところであります。

○辻村会長 それについて、関連質問はありますか。

種部委員。

○種部委員 前回の調査会のおきも申し上げたのですけれども、刑法の改正に向けて取り組んでくださったことは非常に大きな成果だと思うので、通ることを願っているのですけれども、今度、監護者から子供に対する性暴力が、今までの児童福祉法ではなくて、刑法で警察・検察マターになってくると思うのです。そのときに、子供が被害を受けたことを立証するのは非常に難しく、現場で一番問題なのは、警察でお話を聞く方法です。子供からお話を聞くというのは非常に難しいことなのですけれども、警察官が聞き、そして、検察の方がもう一度聞かれるということになると、子供の場合は相手の顔色を見て供述が変わることがあり、信頼性が非常に問題なので、協働面接をやるのが推奨されていると思います。

私は富山県なのですけれども、おとし、初めて検察庁で協働面接の研修をやっていました。富山地方検察庁では初めての取り組みと言っておられたので、これまでそういう事案で検察マターとなるのがなかったのかもしれませんが、子供の被害が法改正により強姦罪という形で上がってくることを考えると、警察官が最初の初動のときに協働面接を邪魔するような話の聞き方を

してはいけないと思いますし、子供の場合は最初から検察官が司法面接という形で信頼性の高い供述を1回取っていただいたほうがずっといいと思うので、そういう仕組みについてこれから検討していただけることをとても期待していました。

今の研修がどういう内容かということは非常に重要なポイントだと思いますので、ぜひ協働面接に向けてかじ切りをしていただきたいと思います。

○辻村会長 どうぞ。

○今井法務省刑事局・局付 法務省刑事局の性犯罪担当でございます。

その点につきましては、警察庁、検察庁及び、厚生労働省でそれぞれ通達を出しておきまして、御指摘の児童に対する強姦罪等の事案について、検察・警察・児童相談者の三機関のうちの代表者が児童から聴取する取り組みの実施も含め、共同で対応方針を検討することとしております。もちろん聴取を検察官が行うかどうかというのは事案に応じて検討されるものでございますし、聴取場所についても、児童相談所がいいのか、検察庁がいいのかというのは、事案に応じて共同で判断されているものと承知しておりますが、このような取組が実際に既に始まっております。また、そのための研修についても、適宜各庁の実情に応じ、あるいは先ほどのような経験年数に応じて集まって検察官に対して研修をするときに聴取手法に関する研修を実施されていることは、刑法改正の検討過程においても議論になったところです。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

原委員。

○原委員 種部委員のだめ押しのようなものかもしれませんが、研修は実施をなさっているという中で、品質というか、その中身が大切になってくると思います。先ほどの話でいうと、全国で初めて実施したとなると、その研修を受けることができた人はいいのですが、ほかの地域で検察活動をやっておられる方はその研修内容や共同面接についての知識がないということが起きてしまうというのは問題だと思います。中身についてもよく把握していただいて、全国的に同じような研修が必ず行われるように、ぜひ取組をしていただきたいと思います。

もう一点、知らなくてお尋ねするのですが、法務省の人権擁護機関の啓発という点、これは人権擁護委員さんが出前授業学校でなさっていらっしゃるということを聞いたことがあるのですが、これは実際にどれぐらい行われているとか、把握されておられますか。

○栢分法務省人権擁護局・局付 全国での人権教室の件数をお尋ねかと思いますが、数値は把握しておりますが、ただいま手元にはございませんので、この場で申し上げることはできません。頻繁に行われておりますし、小学校、中学校を中心に行っております。

○辻村会長 また資料を出していただくことができましたら送っておいていただければよろしいかと思います。議事録には載る可能性がありますので、よろしく願います。

ほかにいかがでしょうか。質問はございますか。

小西委員。

○小西委員 今の研修の問題は、私は実際にこの研修の講師で行かせていただいたりすることが

あるので、一例では何とも言えませんが、実質的にやっていないということは絶対にはないと思っております。

ただ、その中身なのですが、短い時間で総合的にということになると、ごく浅い被害者支援のハウツーということになってしまうので、大分時代が変わりましたから、共同面接の手法とか、私に関係あるところでしたら裁判におけるPTSDの扱いの問題とか、なるべく具体的で実際のスキルにかかわるところの研修をやっていただけたらというのが、私が希望することです。

法案に関しては、本当に通ってもらわないとどうしようもないところですが、18歳未満の者に対する監護者の罰則の新設があり、さらに今、AVの出演強要の問題がありますけれども、これはどちらも、もし刑事事件化して話を聞くとすると、これは精神科用語ではありませんけれども、一種のマインドコントロールのような状況になっていて、お話を聞くためにも、共同面接だけではなく、その前から支援をしないと聞けないというケースがきっと増えてくると思います。そこが、なぜ逃げないか、なぜ拒否しないのか、できたでしょうという考え方につながってってしまうところなのです。こういうものが扱われる数がこれからも増えてくるのだとしたら、そこに関しても、例えば、研究会を持たれるとか、何がいいのかわかりませんが、知識を増やすことをしていただきたい。

時々そういうケースの裁判にかかわりますけれども、全ての司法関係の方がそういう知識を持っていらっしゃるわけではないので、一から説明するのはすごく大変なのです。例えば、ほかの犯罪と同じように、ある程度の知識を司法関係の方が持っていただくことが必要だと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

種部委員。

○種部委員 法テラスのことなのですが、例えば、今のこの場合、若年層、特にJKとか、そういう被害に遭う子供は、もともと背景にさまざまな問題があって、家庭背景に居場所がない子供というのが非常に多いわけですが、そういう方たちがどこかにつながっていくときに、そこでいろいろ不当な扱いを受けないために、同行支援が必要だと思うのです。法テラスで弁護士を紹介してくださるという、これはいい仕組みだと思うのですが、同行支援はこの支援の中に入っているのですか。お金がかかるととてもできないことなので、それはいかがでしょうか。

○吉田法務省大臣官房司法法制部・部付 先ほどの御質問とあわせて、お答えさせていただいてよろしいでしょうか。

先ほど、どういう場合に御案内しているかということですが、法テラスは法務省とは別の独立した組織として運営しておりますので、私どもはなかなか運営の詳細というところまで承知申し上げていない部分もございます。ただ、一般論としまして、法テラスのオペレーター等が、ある一定レベルの御案内ができるように、それまでの問い合わせ実績であるとか、そういったものから積み上げたものを、ある程度マニュアル化して御対応申し上げているということがございます。

2つ目の御質問でいただいた同行支援という件でございますが、この点については、法テラスの業務として、結論から言いますと、現状では取扱いはしておりません。法テラスは、申し上げ

たとおり、コールセンターであるとか、犯罪被害者ダイヤルでのお問い合わせが窓口になることが多くございます。そういった中で、問い合わせに応じて適した先をとということの中に、先ほど申し上げた業務に精通した弁護士さんの御紹介等を差し上げるものを業務として行っておりますが、同行支援というところの人的な面とか、そういった問題もございまして、そこまでの支援は今のところ法テラスで取り扱えるものではないということになってございます。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

私から基本的な質問をさせていただきますが、刑法改正案では「強姦罪」という言葉が「強制性交等罪」に変わったのですが、井田委員も御存じかもしれませんが、準強姦なら準強姦というある程度概念が通用している場合、今後、法改正になったら、マスコミ用語とか事実上の用語としても「強姦罪」とか「準強姦」とかというのはもう全く使わないという了解なのですか。

「強制性交等罪」というのは、極めて言いにくいですし、概念としてもわかりにくいですし、特に準強姦などというのは、酔っ払わせてから強姦した場合などであると我々がすでに知っているところなのですが、そういう概念で覚えてきたものが、今度は言葉が変わるわけですが、そこらあたりの議論というのではないのですか。罪名を変えた場合に、今後、事実上あるいはマスコミ用語としてどういう使い方をするだろうか、「強姦」という言葉は消してしまうのだろうかとか、そこら辺はどうでしょうか。

○今井法務省刑事局・局付 マスコミの皆様がどのような用語を報道で用いられるかということについては、当局が関知するものではありませんが、例えば、現状の報道においても、私が承知している限りでは、例えば強姦事件について「性的暴行」又は「暴行」などの用語を用いて「強姦」と呼ばない場合もあるようですので、必ずしも罪名によって報道しているものではないと思います。

○辻村会長 それについて、井田委員、法制審とかではそういう話はないですか。

○井田委員 マスメディアでどういう呼称が用いられるべきかというような話は全く出てなかったと思います。

○辻村会長 そうすると、皆さんはどのようにお考えなのですか。マスコミでずっと「強姦罪」を使い続けることも当然あり得るということですかね。

○井田委員 それはマスコミの見識の問題であり、従来通りでは不適切だと考えるのが普通だと思うのですが。

○辻村会長 準強姦などという概念はどのように説明をされるのですか。

○井田委員 準強制性交等罪です。

○辻村会長 木幡委員、マスコミとしてはどうでしょうか。

○木幡委員 マスコミといいますか、私もアナウンサーをやっていたのですが、もしこれがニュース原稿で今後入ってくることになると、非常にアナウンサーの技量が問われますね。言いにくいというのがまず一つ。あと、この漢字を目にしたら何となくわかりますけれども、果たし

てこれを耳で聞いたときにどれだけの人がすっとわかるか。最初は、強制性交等罪、いわゆる何とかと言うのかもたしれないですけども、こういうものはもう決まってしまうのでしょうか、決める際にそういう意見も一緒に鑑みていただけるとよかったのかなとは思っています。

「強姦」という言葉よりはわかりづらくなる、ちょっとマイルドになるという感じはあります。罪の前に「等」と入ってくるというのは、ほかにもありますか。

○井田委員 全く一般的です。

○木幡委員 それを余り読んだことがないので、もしかしたらそんなに使う機会がないのか。何とか罪で逮捕されましたとかと言いますよね。今後どういう影響が出てくるかわかりませんが、わかりやすく耳で聞いてすっとわかるような言いかえみみたいなものを、マスコミ全体で議論するのですかね。済みません。その辺はわかりませんが、非常に言いにくいということと、耳で聞いてわかりづらかなというのがあります。

○辻村会長 法律が通ってしまったらこういう議論はできないと思いますから、今、このチャンスに伺っておこうと思ったのです。

立法者意思としては、強姦罪の場合には、女性が被害者、女性を対象とした犯罪だったということと、今度は両性を対象とするということ、質が変わってきたということ、やはり名前を変えないといけないとか、そういう背景があったと考えるわけですか。

○今井法務省刑事局・局付 御指摘のような点も考慮したところでございます。

すなわち、形式的な面について最初に申し上げますと、改正前の条文においては実行行為について「姦淫した」との規定ぶりの中で「姦」という字を使っておりましたけれども、「姦淫した」という用語は強姦罪の条文からなくなりますので、やはり罪名だけ「姦」という字を使い続けるのは適切ではないと考えております。その上で、改正後の刑法177条の罪名を検討するに当たっては、強姦罪が、強制わいせつ罪の加重類型と考えられることなどに鑑み、これに平仄を合わせる、表現を合わせたものとするのが罪名としてはわかりよいものとなると考えたことから「強制性交等」としたところでございます。

また、先ほど御指摘があった罪名の中に「等」が入っている点については、改正後の177条は、性交に加えて肛門性交、口腔性交を処罰の対象とし、条文上、同等の悪質性・重大性があるものとして「性交等」としている点が重要でございますので、これを例えば「強制性交」としますと法の趣旨があらわにならず、条文の規定ぶりとも合致しませんので、「強制性交」ではなく「強制性交等」とすべきであると考えた次第です。

○辻村会長 ありがとうございます。

井田委員、補足されることは何かありますか。

○井田委員 刑法では罪刑法定主義という大事な原則がございます。特に刑罰法規の場合、正確さがとても重要です。誤った言葉、条文から離れた言葉という意味での誤った言葉が仮に流布して、一般市民がこれを行動基準ないしは評価の尺度として使っていただくと、大変な人権侵害の問題にもつながります。あくまでも正確な言葉を使っていただきたいと思うのです。日常用語は曖昧ですから、法令で用いられる用語が日常用語からある程度離れてしまうことはしょうがない

ことなのですね。正確に定義されたタームを使っていたいただきたい。罪刑法定主義の原則が支配し、刑罰権の発動の予測可能性とその限界ということが問題となる領域ですので、なるべく条文に則した用語を使っていたいただきたいというのが、刑法の専門家としての願いであります。

○辻村会長 ありがとうございます。

またこの調査会としても、その運用というのでしょうか。マスコミの要望も含めて、それもサベイしていかないといけないと思っております。

どうぞ。

○栢分法務省人権擁護局・局付 先ほどお尋ねのありました人権教室の回数なのですけれども、平成27年度の実績になります。約2万回、正式に言いますと2万946回、全国で開催しております。申しわけございません。

以上でございます。

○辻村会長 1年に2万回ですね。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。御質問はございませんか。

お忙しいところ、ありがとうございます。法務省さんからのヒアリングはここで終了させていただきますと思います。

(法務省退室)

(文部科学省入室)

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、文科省からヒアリングを行わせていただきます。

これまでの取組について御説明いただきまして、その後、委員から質疑とさせていただきますと思います。

お1人の御参加でございますが、どうぞよろしくお願いたします。

○小西文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課専門官 改めまして、文部科学省の生涯学習政策局男女共同参画学習課専門官をしております、小西と申します。本日はどうぞよろしくお願いたします。

それでは、時間もないので、早速説明に入らせていただきたいと思っております。

お手元の資料について、こちらの縦の水色の表紙のものをお手元に御用意いただければと思っております。「資料3-1」と右上に書いてあるものでございます。

「若年層を対象とした性的な暴力に関する対応について」ということで、文部科学省としまして、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する緊急対策としての取組を、まずは御説明申し上げたいと思っております。

資料の1ページ目をおめくりいただいて、ご覧ください。

ここにあります、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する緊急対策につきましては、前回会議において内閣府さんから全体の御説明をしていただいていると伺っておりますけれども、政府全体で、この4月をこうした問題の緊急取組月間、被害防止月間といったことで指定をいたしまして、取り締まりの強化、被害防止のための教育・啓発等の取組

を緊急かつ集中的に総合的にやっていくということで取りまとめたものでございます。こちらの資料は、文部科学省関係だけを抜粋したものとしまして御用意してございます。

この緊急対策におきまして、文部科学省といたしましては、関係省庁と連携をしながら、この資料中にもあるとおり、被害防止のための広報・啓発、関係機関への協力の呼びかけといったことをしていくということになっております。

この点につきまして、文部科学省といたしましては、今、この入学・進学のとおり、4月、こういった時期が、若年層が新しい生活の局面を迎えるということで、こういった性被害を含めたりリスクに合いやすいと考えておりまして、この時期に大学等における学生向け・新入生向けの入学ガイダンス等、そういった機会を捉えて、学生自身に対してしっかり注意喚起を行っていただきたい、そういったことが必要だろうと考えております。

そのため、次のページ以降でございますけれども、文科省としましては、実はこの緊急対策自体、取りまとめが3月31日でございますけれども、それを待たずに3月24日の時点で、早速、自治体、教育委員会、大学等、関係機関に対して協力の要請を行ったところでございます。

この要請の中では、まさにこの専門調査会で取りまとめたいただきました若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題、この報告書の内容をまずは周知させていただくとともに、事務連絡の文章の真ん中あたり、「4月は」から始まる段落を見ていただければと思いますけれども、先ほど申し上げたとおり、4月が新入生の入学の時期であるということで、この時期に特に新入生に対して性的な暴力の被害を予防する観点から、入学ガイダンス等の機会に十分な注意喚起、指導を行っていただきたいということ、さらにその下、被害の未然防止に加えまして、もし万が一被害を受けてしまった場合に、心身ともに早急な回復が図られるようにということで、相談体制の充実等に各大学等で努めていただきたいということ、このあたりをお願いしたところでございます。

さらに後ろに続きますのはこの通知の参考資料でございますので、何枚かおめくりいただきまして、ページ数がなくて恐縮ですけれども、こういった全体的に緑色の資料がございますでしょうか。

こうした要請を行うだけではなくて、もしアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」等、こういった被害に学生が現に直面した場合に、相談できる窓口などが整理されていることが必要だろうということから、こういった資料を作成いたしまして、既に都内の大学等々に対してお送りしているところでございます。

これは印刷ですけれども、現物はこんな感じになっております。両面でチラシのような形です。これを都内大学、各大学一律100部ずつお送りいたしまして、学生部等々において、学生の目のつくところに実際に置いていただいて持っていってもらえるように、もしくはガイダンス等で配付していただく、掲示していただくということで、とにかくこういった問題のチラシが学生の目に入るようにしてくださいということで、今、お送りをしているところでございます。

以上が、緊急対策としての文科省の取組でございます。

次に、こうした若年層の性被害の予防を図る観点から取り組む施策といたしまして、資料をさ

らにおめぐりいただきまして、この重点方針2016の抜粋を載せている資料があるかと思うのですが、こちらにも記載していただいていることですが、防犯教育の推進ということ

を文科省として取り組んでおります。
資料が多くて恐縮ですけれども、さらに次に「学校安全教室の推進」という横の資料があるか
と思います。こちらをご覧ください。

文科省におきましては、こういった性被害を含む登下校時の犯罪等々もありますので、児童生徒等がそういった犯罪被害に遭わないようにということで、通学路等で子供たちを見守る体制を強化するためのスクールガードリーダーの配置に対する支援、さらには、学校において児童生徒向けの防犯教育を行う教職員を対象とした都道府県教育委員会が実施する講習会・研修会の実施、そういったことを、学校だけではなくて、警察、家庭、地域と連携してやっていただくことを推進しているところでございます。

こうしたことを受けまして、各学校においても危機管理マニュアルを作成するほかに、実際に児童生徒が日常生活の中に潜んでいる身近な危険、そういったものを予測して、危険を回避して、安全な行動をとるといふ、児童生徒自身の意識を啓発することも重要かと思っておりますので、子供たち自身の手による安全マップの作成なども推進しております。

さらには、実際に警察など外部の専門家と連携した防犯教室の開催、こういったことを推進しているところでございます。

今後ともこういった取組を推進しまして、児童生徒がまずは事件に巻き込まれないという環境をつくっていききたいと思っております。

資料は以上でございますけれども、このほか、文部科学省としましては、例えば、携帯電話の普及が一つこういった性被害等々の被害の入り口になっている、きっかけになっているという現状がございますので、そういうスマホ・携帯電話をめぐるトラブルに巻き込まれないようにしたいということで、実際にどういうトラブルが起きているのかという事例が子供向けにわかるような啓発資料を作成しております。こういったことのほか、情報モラル教育の指導資料、先生方が指導する上での参考資料、そういったものの作成、さらに児童生徒の指導に実際に当たる教員に対する研修の実施といったこともしているところでございます。また、被害に万が一遭ってしまった児童生徒の心のケアという点につきましては、臨床心理士等の資格を持っている職員であるスクールカウンセラーを教育委員会が緊急的に派遣する場合に財政的な支援を行っているところでございます。

文科省としましては、こういったA V出演強要等の若年層に対する性被害の根絶に向けまして、引き続き関係省庁と連携しながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、委員から、御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 ありがとうございます。

相談窓口一覧を見てもみますと、ここに相談窓口の一つとして「婦人相談所」という名称が出て

おりますけれども、前回も少し話題になったことではありますが、都道府県の婦人相談所の名称というのは、「女性相談所」という名前であったり、「女性相談援助センター」、「福祉総合相談センター」、「こども・女性・障害者支援センター」、都道府県によって名称が本当に多様になっているのです。これだけ多様になっていますと、逆に被害者が相談先としてアクセスできるのだろうかという懸念を持つものなのです。女性の暴力としてこの問題にこの委員会も取り組んできているわけですから、売春防止法を根拠としてではなく、女性の福祉あるいは女性の権利、人権、被害者支援という視点で、根拠法等についての検討を、中長期にはぜひ検討していただきたいとは思っています。

質問と意見です。この「婦人相談所」で各都道府県の女性相談所等にアクセスできるのかということと、もう一つは先ほど言いました意見とあわせてです。

○辻村会長 ありがとうございます。

この問題は文科省のほうに伺ってもなかなか難しいかもしれませんので、また別の機会にも問題提起をしていきたいと思っておりますけれども、文科省のほうでお出しくださった相談窓口一覧だと「婦人相談所」になっているのです。これは根拠法的にはそうなのですが、実態はいろいろなのです。ですから、最寄りの自治体にお問い合わせくださいと、ここに番号が出ているわけでもありませんから、実際にはこれをすぐに使うということではないですけれども、もしおわかりでしたら、括弧の中で何とか等として、少しでも実態に合わせたようなもののほうがいいかもしれないということはあると思っております。

そのほかに御質問は。

どうぞ。

○馬場暴力対策推進室長 この相談窓口の一覧ですが、前回の内閣府の取組のところで御報告いたしましたけれども、現在、啓発ホームページを作成しておりまして、そのページの中に「婦人相談所」という文言で入れておりまして、今回はこの「売春防止法第34条に基づき」という表現にしていたのですけれども、なかなかわかりにくいということもあって、現在は書きぶりは変えてはおります。婦人相談所は「婦人相談所」という名称のままではございます。

○辻村会長 それこそ「等」ではないのですね。実態は合わせていないということですか。今後、それはどうですか。

○馬場暴力対策推進室長 相談機関としては「婦人相談所」になるものですから、その名称にしていますが、御意見を踏まえまして検討したいと思っております。

○辻村会長 上の「男女共同参画センター等」のように、実態のほうを書き込んでいくのもいいかもしれません。

ほかにかがですか。

種部委員。

○種部委員 後ろのほうの女性活躍加速の話にもなりますし、緊急にも関係があるのですが、「JKビジネス」とか、居場所のない子供たちがそこに行くということなのですから、この調査会でも多分ヒアリングをされたと思うのですが、街の中でそういうところにいる子供たちの3分

の1から半分ぐらいは過去に性虐待の被害に遭っています。この性的搾取については教育で防げる部分が大きいのと思っています。「JKビジネス」に行かないよという話ではなくて、加害者は身近なところにいるわけです。家庭の中にいたり、あるいは教師だったりするわけです。教育でできる一番大きい対策はそこだと思っています。

昔、たしか90年ぐらいだったと思うのですけれども、学校で一生懸命性教育をやっていたことがあって、そのころは性器の名称をきちんと教えていたのです。そうであれば、何をされたかがわかりますね。ところが、先ほど警察さんのところでも司法面接のお話をしたのですけれども、被害に遭ったときに、被害に遭った児童が私は何をされたということをきちんと言えないと、ちゃんと立証することができず、加害者を捕まえることはできないわけですが、大体腫というものがあるかどうかもわかっていない人に、挿入があったかどうかということをおっしゃるのは無理です。

体を守るための教育は一時期すごく一生懸命やっておられたことがあったのですが、今は全くないのです。私も子供がいますから、小学校とか中学校の教科書を見ていましたけれども、性器の名称をきちんと教えていた、あの教科書はどこに行ったのか。今は全く何にも書かれていません。

あげくに、性交ということをお断りしていませんので、何が被害でどこからどこまでが許される行為なのかということがわからない子供たちに、性虐待をどうやって伝えるかというのは、非常に大きな問題だと思っています。

性交ということは教えるかどうかは別として、体の名称を知らないと、その被害を伝えることができません。体をきちんと教えることで予防ができるのです。例えば、家庭の中で性虐待に遭っている子は、どこの家でも行われていると思っていた、お父さんにかわいがる行為だと言われていたと言います。加害者による刷り込みや口止めのもと、性加害が行われているわけです。そういう子供たちに、それは違うのだということをお断りするためのスキルとして、体の名称を教えるべきだというのが1つ。

また、教育により被害だと認識したとき、開示する先は、女性相談センターとか警察ではなくて、一番最初に開示するのは教師です。そうなりますと、教師の対応スキルが必要です。被害を開示されたときに教師が顔色を変えると、これは二度と断っては行けないと子供が思うため、被害についてそれ以上は言わなくなります。そういう子供たちが心を病みPTSDになり、「JKビジネス」や風俗で暮らすという生活を送るようになるので、一番最初に開示される可能性が高い教師の研修のほうが大事だと思います。被害者に対して啓発するよりも、先に教師に対してということが大事だと思うので、これは取組の中に一切出てこなかったのですけれども、教職員が性被害に遭っている子供が目の前にいるのかということをお断りするようなことを方針として、ぜひ検討いただきたいと思っています。

○辻村会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○小西文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課専門官 今、種部委員から御質問いただき

ましたこと、2点、意見と質問ですね。

1点目が、学校での性教育の場において、性交渉に関する事実として知識、身体の名称等々に関して、しっかり教えるべきではないかという点について、まず、性教育についてですけれども、現状、学習指導要領に基づきまして、性に関して正しく理解し、適切に行動をとれるようにすることを目的として行っております。実際の学校における教育といたしましては、特定の科目ということではなくて、主に想定されるのが体育なり保健なりでございますけれども、それ以外にも特別活動ですとか、学校教育全体を通じて取り組むものだとということで捉えているところでございます。

一方で、指導に当たりましては、発達段階ということを踏まえなければならないこと、加えて保護者の理解を得ることも配慮しなければならないと考えているところでございます。特にそういった性的な発達への適応に関しては、同じ学年の中でも個々の子供によってそれに対する受けとめ方は違うところがあると思いますので、どういった指導のやり方が目の前にいる子供たちにとって適切なのかということ、先生方のほうでよく子供たちの様子も見ながら丁寧にやっただけが必要があると思っております。

その上で、今、委員からいただいた御指摘につきましては、受けとめさせていただきまして、事実としてそういったことを知っておかなければ、被害に遭ったときの対応ができないのだという点は大変重要な御指摘だと思いますので、担当にも伝えさせていただきます。

さらにもう一点、実際に被害を受けた児童生徒がどこに相談に行くのかといったとき、委員から先生とお話がありましたけれども、中でも恐らく養護教諭とかではないかと思えます。もしくは、最近であれば、スクールカウンセラーがちゃんと配置されているところであれば、カウンセラーもそういったことを受けとめる立場としてあるかと思えます。文科省としましては、そういった養護教諭ですとか、スクールカウンセラー、こういった職員の先生方に対しまして、年に1回から2回ですけれども、全体向けの研修をしております。その中で、特にこういう被害が増えてきているということで、性被害の現状について理解いただくとともに、さらにはそういった被害を受けた子供たちが、心の面で相当な問題を抱えるということも含めて、そういう心のケアに関してどういったことが必要なのかということ等も取り扱っているところでございます。

今年度も引き続き対応していくということを聞いておりますので、ぜひそういった点について、もし児童生徒から相談を受けたときにうろたえてしまわないように、ある意味身構えをしておくということで、そういった教育、もちろん知識を習得することと心構えとして持っておくという点、このあたりについて研修の中で丁寧にやっていくことを徹底してまいりたいと思っております。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

木幡委員。

○木幡委員 先ほど携帯電話が入り口になっていることが多いとおっしゃっていたのですが、私は、企業の社会的責任、CSRという部署にいるのですけれども、携帯電話会社にとってみれば、自

分たちが提供しているサービスが犯罪に使われたりしているのは非常に嫌でしょうし、問題意識はすごく持っているはずで、もうやられていたらあれですけども、こういった会社のCSRにアプローチして、何か一緒にできませんかということと言うと、恐らく彼らも何か社会的課題に取り組みたいと思っているので、これが非常にきっかけになっているということであるならば、恐らくそこは何かやりたいと思うのが普通だと思うので、そこからアプローチすれば、今、若い子たちは、何があっても情報源はとにかく携帯ですから、こういうリーフレットを配ってここにURLが書いてあっても、それを打ち込むとか、今、私も検索してみました、なかなかこのサイトに行かない、非常に行きづらいサイトになっておりますので、携帯電話会社さんにアプローチされていたりしますか。

○小西文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課専門官 CSRの部署にアプローチしているかということとはわからないのですが、例えば情報モラルの教材をつくっていく上で、より子供たちに現状が伝わりやすいものといったときに、有識者としてそういった関係会社の方も一緒に入っていていただいて議論をするなど、ネットワーク自体はできているかと思います。その中でCSR関係も出てきているということはあるのかなとは想像されます。

○木幡委員 ぜひそこにダイレクトに連絡をとってみたいするのもありではないかと思います。

○小西文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課専門官 ありがとうございます。御提案として受けとめさせていただきたいと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほか、いかがですか。

先ほど手が挙がっていましたね。阿部委員。

○阿部委員 先ほど種部先生のお話を聞いて、確かに性教育や体の問題を集中的に教育の中で取り上げた時期はあったかと思うのですが、実は私が今かかっているケースで、教師によるセクシュアルハラスメントというか、強制わいせつが半年以上も続きまして、生徒がやっとノーを言い出して親に訴えたのですけれども、親が校長先生に言ったら、モンスターペアレンツだということで、校長が教育委員会に弁護士を紹介してくれということで、教育委員会のほうで何があったのか聞いたら、それは違うだろうということで、スクールセクハラ防止の研修をちゃんとやっていますかと逆に聞いたら、そんなことは一切やっていないし、そんな冊子を読んだこともない。加害者である担当教師も含めて、その中ではセクハラ防止のための研修を学校の中で行っていなかった。当然、行っていなかったからやっというわけではないですよ。犯罪的な行為なのですけれども、そういった意味では、非常に形骸化しているという側面があって、問題になったときだけ研修をして、その後、何か研修の必要性等が非常に緩んできているのではないかと思います。

何が言いたいかといいますと、先ほど養護の先生に中心的に研修を行うのではなく、校長、教頭を含めて、全ての教師に対して、「JKビジネス」の防止、スクールセクハラはやってはいけないことなのだ、ハラスメントはやってはいけないことだという研修を、毎年毎年繰り返していただきたい。そうでないと、必ず被害者が繰り返し出てくるのではないかと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

原委員、一言。

○原委員 本当に阿部委員のおっしゃるとおりだと思います。この緊急通達か何かが出て、私は2つの大学の入学ガイダンスでこの「JKビジネス」とアダルトビデオ出演強要の話をしてくれということで、実際にやったのです。ところが、ほかの大学で、通達が回ってきて、大学職員さんが説明をしても、多分そんなに深く話はいらないだろうと思うのです。大学であれば、そういう問題に詳しい先生がいらっしゃったり、管理職者であるとか、そういう方々にこの問題を理解してもらった上で、学生、生徒に説明をする機会をちゃんと持つてもらわなければならないかと思うのです。

性暴力救援センターをやっていく中で、年々唯一被害の形態で上がってきているのが、SNSによる若年層の被害です。その割合だけが毎年数パーセントずつ上がっていつているのです。ほかは増減するのですが、SNS被害だけは減らない状況がデータでも出ています。効果的な予防啓発も必要ですし、先ほどほかの委員からもあったように、居場所のない子供たちに対する支援もあわせて考えていかないとはいけません。ネットの被害です。ネットを通した、もしくはビデオ教材でもいいとは思いますが、確か文科省でもつくられていると思いますので、そういうものを有効活用していくということです。せっかくいいものをつくられておりますので、そのあたりの取組を、ぜひお願いしたいと思います。

○辻村会長 何かございますか。

○小西文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課専門官 ありがとうございます。今、阿部委員と原委員から御意見を頂戴したところでございます。

まず、先ほど私から申し上げました養護教諭等に関する研修について、これはその地域で中核的な役割を果たす先生に対する研修ということで国がやっております、そこで終わらせるのではなくて、そこで研修を受けた先生が地元に戻られて、ほかの先生方に対して、それがまた講師となって研修をやっていただくということで、基本的には全ての先生に対して裾野を広げてやっていただくための仕組みの一つということで御理解いただければと思います。さらには、管理職に向けても、当然ながら校長、副校長、校長候補者、そのあたりに向けた研修ということも、同じような仕組みでやっているところではございます。ただ、残念ながら委員が先ほどおっしゃったような事例も現にはあるということなので、気を引き締めて現場でやっていくことが、引き続き必要ということかと考えております。

それから、SNSがきっかけになっているという点につきまして、委員から御紹介いただく形になってしまいましたが、文科省で啓発用のビデオ、動画、そういったものも作成しているところでございます。そうしたものもぜひ今後活用させ、さらに、対策が追いつかないぐらいにどんどん手法が巧妙になってきていたり、新しい手法が出てきたりという、それがインターネットの世界ですので、そういった新しい変化にも常々対応しながらバージョンアップさせていくことを、今後ともやっていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

よろしいですか。

小西委員。

○小西委員 いろいろそれなりに取り組まれていることはわかってきたのですけれども、この資料の見せ方なのですが、前にこれをやっていたときから、いつも文科省の方からはこの「学校安全教室の推進」が出てきたり、大学に対して通達を出しましたというのが出てきますけれども、誰が見ても4,000万円の予算規模で防犯教室、防災教室、交通安全教室、事故対応に関する講習会、心肺蘇生とやっていたら、性暴力などはやっていないよなというのは一目瞭然ですね。それから、私は大学にいる者ですけれども、大学にこういう通達を出されても、強制がなければどこかで消えてしまっていることも十分考えられるわけで、教職員がポイントなのだということは、間違いないわけです。むしろ今の養護教諭に研修をなさるとか、管理職だったら校長先生とか、教育委員会の人に知ってもらうことがとても大事なわけですけれども、そういう実効があることを、文科省は出されてこなくて、やっていらして出されてこないのだったら、考え直したほうがいいのではないかと、今、伺っていて思いました。

○辻村会長 ありがとうございます。私も全く同じ指摘をさせていただこうと思ったのです。

今日は、文科省提出資料3-1で「若年層を対象とした性的暴力に関する対応について」というタイトルの資料をお出しくださって、一番最後のページに「学校安全教室の推進」があって、4,000万円の予算と書かれているのですが、ここには、どこを見ても若年層の性暴力に対することは書いていないのです。防犯教室が少し関係あるかと思ったのですが、学校への不審者の侵入のときだとか、故意にということではないと思いますけれども、性犯罪、性暴力のことは全く書いていません。今日のテーマの資料としては、これはあえて避けてあるような書きぶりのものになっていて、せめて来年度のこういう表については、若年層の性暴力の問題を表の中にしっかり書き込んでいただきたいし、予算の中に入れていただきたい。そうでないと、今日の話の中でこの資料をお出しくださったということが、確証がないといえますか、ずれがどうしても生じてしまいますので、私どもとしては、よくやっていただいております、ありがとうございますとは言えないということです。

これは申し上げるまでもないことですので、若年層の問題あるいはチャイルドアビュースの問題ですから、これはどこの世界にもあることで、みんなわかっているわけです。ですから、次に出てくる資料では、ここに明確にそれをしっかり書き込んでいくことが大事だと思います。隠すのではなくて、明示的に書いていく。そして、それは指導者、教職員のみならず、保護者等も含めて、みんなが認識していくという形です。どうもこういう問題というのは、余り出さない、隠すというか、そういうことがあると思いますので、発想を変えていかないといけないかなというのが第1点です。

第2点は、本日はまだ4月ですので、その4月の強化月間、犯罪防止月間のチラシを持ってきていただいたのですが、5月以降、どのようにしていただけるかということで、4月はもちろん大事なのですけれども、これは各大学などに100部ずつお配りになって、それぞれ成果はあったと

と思いますが、今後も継続的に全てのところにし続けないとだめです。ですから、文章を変えて、4月の月間ですというところではなくて、永続的にといいますか、この取組を撲滅するまで続けなければいけないので、そういうチラシといいますか、新しい課題を出していただいて、取り組んでいただきたい、継続していただきたいというのが要望ですので、よろしく願いいたします。

○小西文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課専門官 ありがとうございます。

資料につきましましては、御指摘を真摯に受けとめさせていただきまして、検討したいと思います。

中長期的な対応という点につきましましては、おっしゃるとおりで、今、一旦このチラシを4月用ということをつくったのですけれども、4月にとどまるものではなく、通年を通して、さらには来年以降も当然続いていく問題ですので、より効果的な取組ということを考えていきつつ、こういったことを継続的にやっていきたいということで、今、内部で検討しているところでございます。

○辻村会長 よろしく願いいたします。

時間がまいりましたので、よろしいですか。

ありがとうございました。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○小西文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課専門官 ありがとうございました。

(文部科学省退室)

○辻村会長 それでは、本日のヒアリングは終了でございますが、委員の皆様方で、後で言い残したこと、あるいは御意見等がございましたら、事務局までお送りいただければ、また対応させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

次の議題に進ませていただきます。

議題の2、男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項の骨子案について、事務局から説明をお願いいたします。

ちょっと時間が押しましたから、簡潔をお願いいたします。

○馬場暴力対策推進室長 それでは、資料4、一番後ろに表裏の1枚紙がついてございますので、そちらを御覧いただければと思います。

まず、重点取組事項について御説明いたします。

重点取組事項といいますのは、上のほうに書いておりますけれども、男女共同参画・女性活躍の取組を更に加速化するために、来年度予算時に反映することによりまして重点的に進めるべき具体策につきましまして、この専門調査会が置かれております、いわば親組織でございます男女共同参画会議において取りまとめた上で、内閣総理大臣及び関係大臣に対して意見を述べるというものでございます。

昨年のもにつきましましては、前回お配りしたピンクの紙ファイルの中にオレンジ色の付箋を上側につけておりますので、そちらを御覧いただければと思いますけれども、最終的に取りまとめられるのはこういう形のものでございまして、文章となっていて、例えば、開いていただいているページの中ほど、「(1)女性に対するあらゆる暴力の根絶」ということで、内閣総理大臣、国家公安委員長、内閣府特命担当大臣等に対して、昨年ですと、性犯罪への対策の推進、ストー

カー事案への対策の推進、DV関係、あとは女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくりという4項目について取りまとめたところでございます。

本日は骨子案でございますけれども、本年取りまとめるもののうち、暴力対策に関する部分につきまして、前回及び今回の各省からの説明も踏まえて、御意見を頂戴したいと考えております。

本年につきましては、資料4に戻っていただければと思いますけれども、上の中ほどに3つの点がございしますが、働き方改革と男性の暮らし方・意識の変革の推進、各界各層における女性活躍推進のための自律的な取組の促進、女性に対する暴力の根絶など安全・安心な暮らしの実現といった事項を中心にまとめることになっておりまして、柱としましては、四角囲みになっておりますけれども、「Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍」、「Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現」、裏面になりますが「Ⅲ 女性活躍のための基盤整備」という3項目でまとめられると承知しております。

本日御意見いただくのは、表のページに戻っていただきまして、女性に対する暴力の関係ということで、「Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現」という項目になります。第1段落にございますけれども、女性が安全に安心して暮らせる環境を整備することは、女性活躍の前提となる基本的な課題ということで、女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、その根絶に向けた取組を強力に推進していく必要があることを、まずは述べております。

その上で、1ポツのところでございます。項目としては、昨年が4つでございましたけれども、本年は現時点では5つにしたいと考えております。昨年より増えている項目は「(2) 若年層を対象とした性的な暴力の根絶」で、昨年夏以降、この専門調査会でも検討していただきましたけれども、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題だとか、「JKビジネス」の問題等について、その下にまだ(P)としておりますけれども、現在、こちらにつきましては、関係省庁からも説明がございましたが、今月、集中月間を進め、また、来月中旬には今後の取組方針を政府としてまとめようとしておりますので、これがまだ検討中のものがございますので、「(P)」とさせていただきます。

先にこの(2)について御説明させていただきますが、先ほど警察庁からも御説明がございましたが、「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」がこの4月に取りまとめられておりますので、その対策の関係、また、裏面に行っていただければ、文科省からの説明等にもありましたが、教育や学習の充実、また、前回内閣府から説明させていただきましたけれども、若年層の性的搾取に係る相談・支援の在り方の検討といった取組について記載してはどうかと考えております。

前に戻っていただきまして、1ページの(1)でございますけれども、このほかの項目としては、性犯罪への対策の推進ということで、先ほど法務省から御説明がございましたが、刑法の一部を改正する法律案が現在国会に提出されておりますので、その審議状況も踏まえた必要な措置の実施や、内閣府等、関係府省で取組を進めております、行政が関与するワンストップ支援センターの設置の促進、また、犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費の負担制度の充実等を図っていきたいと考えております。

裏面に行っていただきまして、ストーカー事案への対策としましては、平成27年3月に策定さ

れました「ストーカー総合対策」に基づく取組の実施等、また、加害者更生に関する取組の実施について、書いてはどうかと考えております。

4番目でございますけれども、DV関係でございますが、第4次計画で中期的な目標も定めておりますが、市町村における配暴センターの設置促進や、前回御議論いただきました婦人保護事業の在り方の検討、また、関係機関相互の連携体制の整備・強化や、加害者更生に関する取組の具体化といったことを書く必要があると考えております。

最後に、女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくりでございますけれども、この中には、例えば、広報啓発の取組を強化するとか、また、暴力の実態が的確に把握できるようなデータの収集の在り方の検討といったことを、現在考えているところでございます。

御説明につきましては、以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、委員から、ただいまの御説明に対しまして、御意見、御質問等はございますか。

納米委員。

○納米委員 (4)のDVのことについて、申し上げたいと思います。

私が勤めている横浜の男女センターは、配暴センターの機能を兼ねているのですが、2016年度に、延べですが、約1,000件くらいの相談が寄せられています。それを見ますと、同居中の方からの相談が約7割を占めているのです。これまでのDVへの対応のスキームというのは、相談を受けて、保護をして、保護の後に自立支援をしていくというスキームだったと思うのですが、このスキーム1本では限界に来ているのではないかと思うのです。この多くを占める同居中の方が、全てが別れていくことは考えにくいのです。これまで被害者支援にすごくフォーカスしてきましたけれども、今後は加害者にどうアプローチしていくかということがすごく大事になってくるのではないかと思います。

同じく統計なのですが、18歳未満の子供がいらっしゃる方が半数です。そうしますと、DVと児童虐待は非常に密接に重複する領域の問題だと思いますので、その関連をぜひ強めていただきたい。面前DVということは非常に問題にもなっていますので、その点はぜひお願いしたいということがあります。

こういう統計は全国的にとられているものなのでしょうか。多分(5)のところにかかわる問題でもあると思うのですが、こういう統計をとって、どういう状況で相談が寄せられていて、支援としてどういう方向があるべきなのかということについて考えていただきたいということがございます。

また、(3)にも加害者更生が出てきて、(4)のところにも出てきます。ストーカーとDVも重複している部分はかなりありまして、逃げている、離婚した後のストーキングについての相談がかなりございます。ですので、これは別個に検討するのではなくて、まとめるような形と言ったらおかしいですが、そういう形で検討していただきたいということがございます。

もう一つなのですが、市町村における配暴センターを増やしていくということなのですが、かなり小規模なセンターができていると聞いています。また、中には相談員の方が人材派遣

会社からの派遣という形態もあると聞いていまして、数を増やす、身近で相談できるということは大事だとは思うのですけれども、その質というのでしょうか、そういったことについて担保できるように、今はあるのか存じ上げないのですが、ガイドラインが必要なのではないかと考えます。

○辻村会長 ありがとうございます。

貴重な御意見をいただきましたので、ぜひ反映させていきたいと思えます。ほかにいかがでしょうか。

小西委員。

○小西委員 「(2)若年層を対象とした性的な暴力の根絶」という括りはとても大事な括りで、結構だと思います。若年層に焦点を合わせるのでしたら、デートDVもここに。DVのほうで扱うのだったらそれでいいのですけれども、これとストーカーと性暴力被害はまた重なるのです。今のお話と似たようなところがありますけれども、例えば、大学生などでも、そういうケースがたくさん今は出てきていますので。

○辻村会長 割り方ですね。

○小西委員 アダルトビデオの出演というのは、本当に大変な問題だけれども、少数の方だと思えますが、デートDVは非常に日常の問題ですから、それは何とかしてもらえればと思えます。

○辻村会長 ありがとうございます。

種部委員。

○種部委員 私も同じです。「JKビジネス」とか、貧困とか、居場所がないというのは、ごく一部ですけれども相当深刻なところですので、そこに対する対応というのは、今日、主なお話の中にあっただかと思うのです。

そうではなくて、本当に日常茶飯事であるのが、今おっしゃる、顔見知りの間で起きている、あるいは恋人同士というのがありますし、先ほどのスクールセクハラは決して少なくないと思えます。教員から被害を受けているときに誰に相談すればよいのか、子供たちにとっては全くわからないわけですね。安全基地がどこなのか。それから、初めて相談した相手がいい対応をしなかったときに、ほかに逃げ場がないといけないわけで、それはいきなり警察という話ではないと思うのです。ですから、スクールセクハラを含め、そうではない一般的によく起こっていることへの対応が大事だと思います。

また、JKビジネスに身を置く居場所がない子供たちをどうするかということは、前回の調査会のときに申し上げました。強化月間として取り締まりと啓発をやっているのですけれども、その居場所はどうするかという話は後日という話だったので、次の課題はそちらではないかと思っています。

例えば、妊娠してしまった子は、児童相談所で保護はなかなかできないのです。婦人相談所も、36週を過ぎれば入所できる場所はあると思うのですけれども、そこまでの間、どこにいるのかということもあります。一旦支援が切れてしまうと、望まない主産後に虐待死に至り遺棄される可能性があり、放っておくわけにはいかないわけです。最初につながるころ、妊娠している場

合、体の問題がある場合に対応できる場所、居場所、入所施設とか、考える必要があるのではないかと思います。

もう一点、前回は申し上げたと思うのですが、DV被害者は医療の中でスルーしているのです。DVは、今おっしゃったように、家庭の中に残っている。なかなかそこから逃げて理想的な形で逃げられる人ばかりではありません。そうしますと、本当に心身ともに大変な障害を受けて、適応障害など、さまざまなメンタルの問題を抱えながら生活している人がいるのですが、医療機関は全くスルーしていると思うので、気づきの場がないのです。医療者への啓発というのは、何回も申し上げていますが、DV家庭で生きていくという選択をした人たちのための対応スキルが必要なのだと思います、そこを盛り込んでいただけたらうれしいです。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

原委員。

○原委員 今までのお話にありました、加害者更生について、DVとストーカーの共通項目は非常に多いと思っています。そのリスクを考えると、面会交流については被害者だけではなく私たちも悩むことが多くて、DV加害者に対する更生という言い方が正しいのかどうかよくわからないのですが、かかわり方をどうしていったら安全に面会交流をしてもらうのか、これを考えることは重要な問題と捉えています。

納米委員が、DVの相談を受けていても、そこから自立しなさい、離れなさいというやり方一本の限界が来ているとおっしゃっていて、全くそのとおりで思っています。ただ、一足飛びに家族再生の方向に向かいましょうかというところ、そこもやりにくい部分もあるのです。その可能性を残したところで、加害者に対するかかわり方や、ここにまさに書いてあるように、加害者更生に関する取り組みの具体化というところでどうやっていくのかです。これも、重要な課題かと思っています。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかにありますか。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 原委員との関連なのだと思いますが、皆さんも御存じのように、4月23日、兵庫県伊丹市で別居中の父と4歳の娘の、面会交流中に娘の首を絞めて、お父さん自身も首つり自殺をしたということがあります。長崎では、離婚後にお母さんが面会交流でお子さんを連れていったら元妻が元夫から刺殺されるということとか、昨年6月の大阪の堺市でも、離婚後、6歳の娘に会っていた父親が子供を道連れに無理心中したという、いずれも別居中、離婚後の面会交流が、被害を受けた女性たちが回復していくことに対して、ある意味での大きな足かせになる。回復し切って、ある程度いいですよという了解ということではなく、最高裁の面会交流は必要だという圧力が、被害女性たちが回復していくあるいは自立してくことの妨げにかなりなっているし、こういったことを見ると、子の安全のため、子の福祉のための面会交流なのかということが非常に疑問に思えてくると思います。

だから、一生会わせない、一生会ってはいけないとか、そういうことではなくて、回復するまでとか、一定期間ということを考慮に入れた工夫が必要になってくると思いますので、こういうことがこれから話題になって議論されていく過程の中で、裁判所との調整等もぜひ検討課題にしていただきたいとは思っています。

○辻村会長 ありがとうございます。

まさに今おっしゃったとおりで、たくさん問題があると思います。重点項目は多いものですが、暴力のところばかりたくさん出してもなかなかスペースをいただけないということはあるのですが、たくさんありますということで、うまく仕分けをして書いていかなければいけないかと思えます。

特にDVについても、生活の本拠をともにするカップル、2013年の法改正後のサーベイが十分ではなくて、先ほどおっしゃったように、結局、そちらのほうにシフトしてきています。若年層、デートDVの問題に関係してきていますし、2番目のところでは、先ほどスクールセクハラの問題も出てきていますので、書きぶりはどのようにまとめていくかということだと思います。啓発とか研修とか広報の話は、今日は出てきたのです。どこにも関係のあるところですので、それもしっかり書いていかないといけないし、そもそも統計が必要だという御意見も出ておまして、たくさんあります。

とかくこの重点項目のところでは、今回、働き方改革が重点ということで、厚労省の政策が非常に重視されてくると思うのですけれども、そういう中で、専門調査会は暴力の専門調査会ともう一つはこの重点方針で、男の働き方の専門調査会はもう終わったのです。暴力専門調査会は継続的に非常に重要な仕事をさせていただいておりますので、こちらからもたくさん項目を出させていただいて、継続的な課題であることをプッシュしていきたいと思っております。

今日実際には、この取組事項については、5月中旬に重点方針専門調査会がございます。そこで私から報告をして、その後、男女共同参画会議で決定していただく。そこに書き込みますと、それをどの省庁がどのように実施するということがある程度行政の仕事として公的に認定されて、担当が決まって、実際にやらなければいけないという形で動いて予算化されるという流れになってきますので、書き込んでいくことが非常に重要です。

ですから、これから委員の皆様にはまたメール等で随時御相談させていただいて、どういう文案で出すか、組み立て方の問題、どこにどういう書き方をするか、そういうこともまた御相談させていただきながら、5月中旬の調査会で私がどのように報告をするかということ相談していきたいと思えます。

ただ、その扱いについては、私に一任していただくという形で、その前提として御相談させていただくということで、よろしいでしょうか。

(委員首肯)

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、今後、そのように進めさせていただきますが、今出ましたようなことは非常に重要ですので、それをどのようにまとめていくか、また御相談させていただきます。

それでは、事務局から今後の開催などについて紹介してください。

○馬場暴力対策推進室長 本日いただきました御意見も踏まえまして、会長と御相談の上、事務局において速やかに文章化を行い、改めて御相談させていただければと思います。

その後、ただいま辻村会長からも御発言がございましたが、5月中旬開催の重点方針専門調査会の報告となります。

次回の開催についてでございますけれども、改めて日程調整等の上、御相談させていただきたいと思います。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、ちょうど時間となりましたので、これで第88回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を終わらせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。